

歴史的及び美術的に重要な記念物及び歴史的建造物の

保存に関する法律(記念物建造物法)

1988 年

[本法は何回か改訂 / 変更されており、本サイトにおける本法の英語版は、最初の 1988 年版であり、現行版ではないことに注意されたい。残念ながら、現時点では改訂された英語版は入手できない。]

= 目次 =

第一章 一般規定

第二章 保護記念物及び歴史的建造物

1. 指定

2. 変更、解体又は移転許可

3. 許可適用の結果に対する補償

4. 強制措置

第三章 補助金

第四章 町並み・村落保存地区

第五章 発掘及び出土品

第六章 記念物・歴史的建造物審議会

第七章 制裁

第八章 一時的及び最終的規定

朕ベアトリクス、オランダ女王にして、オラニエ・ナッサウ王女等々は、本文により以下のことを証する。

建築学的・考古学的記念物の保存に関する新規定を定め、これへの地方自治体の関与を拡大することが望ましいと考える。

従って、国務会議の意見を聴取し、オランダ議会と協議の上、以下の通り承認し、命ずる。

第一章 一般規定

第1条

本法及びそれに基づく規定では、次の定義が適用される。

a.大臣：保健・福祉・文化大臣

b.記念物：

(1) その美しさ、科学的的重要性又は文化的・歴史的価値の為、公共の利益である、少なくとも五十年前に建設された全ての物件

(2) 第1項で言及された物件が存在する為、公共の利益である場所

c.考古学的記念物：b.2項で言及された記念物

d.保護記念物：本法によって作成される登録簿に記録された不動産記念物

e.宗教的記念物：特定の宗派、信徒会、教区又は教会の財産である不動産記念物

f.町並み・村落保存地区：その美しさ、空間的・構造的関係又は文化的・歴史的価値の為公共の利益である、少なくとも1件の記念物を含む不動産物件群

g.保護町並み・村落保存地区：官報での指定公示日以後、住宅・設備計画・環境大臣により、当該ものとして指定された町並み・村落保存地区

h.考古学的活動：発掘を含み、記念物の発見又は調査を目的とする活動

i.記念物・歴史的建造物審議会：第50条で言及されている記念物・歴史的建造物審議会

第2条

1.本法の実施に際しては、記念物の用途(destination)を考慮に入れる。

2.宗教的記念物に関しては、本法の規定に基づきいかなる決定も、所有者との協議なしに、これを行なってはならない。

第二章 保護記念物規定

第一節 指定

第3条

1.大臣は、関係当事者の要請により、又は自発的に、記念物を保護記念物に指定することができる。

2.大臣は、決定を行なう前に、記念物が所在する地方自治体の市議会の助言を求める。道路交通法第8条(1935年法令集、554)に言及されている市街地外に所在する記念物の場合、大臣は州知事とも協議する。

3.大臣は、所有者として又はその他の権利の保有者として土地登記簿に登録されている当事者、登記抵当権者と、指定申請の場合には指定申請当事者に対し、第2項で言及されている助言要請について、書留郵便で通知する。

4.市長及び助役は、第3項で言及されている関係当事者に対し、第2項で言及されている協議に、自ら又は授權代表者を通して出席、これを行なう機会を与える。

5.市議会は、第2項で言及されている助言要請書の提出後五ヶ月以内に勧告書を提出する。州知事の場合、当該期間を四ヶ月とする。

6.記念物・歴史的建造物審議会の意見を聴取の上、大臣は、勧告要請書提出後十ヶ月以内に、指定申請の場合には当該申請書受領後十ヶ月以内に、決定に達する。

第4条

1.大臣は、市議会及び州知事に対し、自らの決定について通知する。指定の場合、市長及び助役は、当該決定を市文書課で閲覧に公開する。市長は、当該閲覧を通例の形で発表する。

2.大臣は、所有者として又はその他の権利の保有者として土地登記簿に登録されている当事者、登記抵当権者と、指定申請の場合には指定申請当事者に対し、自らの決定について通知する。当該指定が行なわれる場合、当事者は書留郵便によって通知される。

第5条

第3条3項で言及されている通知が行なわれた日から、第6条又は第7条で言及されている登記簿への記載が行なわれる日まで、又は当該記念物が当該登記簿の一つに記載されないことが確定される日まで、第11条～第33条は、類推によって適用される。

第6条

1.大臣は、地方自治体(市)ごとの保護記念物登記簿を維持する。大臣は、自らが指定した各記念物を登記簿に記載する。但し、当該指定に対する控訴が提起されなかったこと、又は当該控訴が棄却されたことを条件とする。

2.大臣は、登記簿記載の写しを州知事、市長及び助役、抵当権登記所、土地登記所と船舶抵当権登記所に送付する。

3.市長及び助役に送付された写しは、市文書課で閲覧に公開される。そう望む全ての者は、自らの費用で、写しを提供される。

4.抵当権登記所に送付された写しは、公式登記簿に記載される。抵当権登記所は、住宅・設備計画・環境大臣が発布する規則に基づき、関係所在地の保護記念物としての指定を記録する。

第7条

1.記念物が地方自治体の境界線内に所在しない場合、第3条2～6項、第4条1項及び第6条は適用されない。

2.第1項で言及されている記念物に関連する決定を行なう前に、大臣は記念物・歴史的建造物審議会と協議する。

3.大臣は、指定申請書に関する決定を、当該申請書受領後五ヶ月以内に行なう。

4.大臣は、第1項で言及され、自らが指定する記念物の全国登記簿を維持する。但し、当該指定に対する控訴が提起されなかったこと、又は当該控訴が棄却されたことを条件とする。登記の写しは、当該地区を管理する組織体、抵当権登記所、土地登記所、船舶抵当権登記所と、当該記念物が州の境界線内に所在する場合には州知事に送付される。第6条4項は、類推によって適用される。

第8条

1.大臣は自らの職務権限に基づき、又はその問題に利害関係のある当事者の要請によって、登記簿を変更する権限を有する。第3条～第7条は類推によって適用される。

2.大臣の意見では、当該変更が重要でない場合、又は登記簿からの最早存在しない記念物の削除である場合、第3条は類推によって適用されない。

第9条

1.抵当権登記所、土地登記所及び船舶抵当権登記所は、その名義で保護記念物が土地登記簿に登録されている個人又は組織体の変更、又はその記述の変更について、十四日以内に大臣に通知する。大臣は、当該修正を登記簿に記載する。

2.大臣は、当該修正について州知事、市長及び助役に通知する。

第10条

登記簿の写しが登記簿と、又は互いに一致しない場合、写しで言及されたもののうち、公式登記簿に記載された記念物のみが、保護記念物としての適格性を有する。

第2節 変更、解体又は移転許可

第11条

1.保護記念物の毀損又は滅失は禁止されている。

2.許可書なしに、又は許可書の規定に反して、

a.保護記念物を解体すること、乱すこと、移動すること又は変更すること、

b.保護記念物を、その外観を傷つける形で、又は当該記念物を危険に曝す形で、修復すること、使用すること又は使用させることは、
禁止されている。

第12条

1.第11条で言及されている許可を求める申請は、市長及び助役に書面で提出される。申請書には、市長及び助役が要求する情報を添付する。

2.申請者が要求された情報を提供しない場合、市長及び助役は、申請書受領後一ヶ月以内に、要求された情報を提供する為申請者に14日間を与える。

3.第2項の規定が適用され、申請者が要求された情報を、同項で言及されている14日間以内に提出しなかった場合、当該申請は、当該14日間後の最初の日から承認しがたいと

みなされる。

4.第2項の規定が適用され、市長及び助役の意見では、申請者が第2項で言及されている通り十分な情報を提供しなかった場合、市長及び助役は、情報受領後14日以内に、当該申請は受け入れがたいと言明する。

5.第2項の規定が適用され、市長及び助役の意見では、申請者が2項で言及されている要求された情報を提供した場合、当該申請は受け入れられ、第16条3項又は第17条3項で言及されている期間は、申請者が当該情報を提供した日の翌日に始まる。

6.第2項の規定が適用されなかった場合、当該申請は受け入れがたいとみなされる。

7.第4項の規定が適用されなかった場合、当該申請は受け入れられ、第16条3項又は第17条3項で言及されている期間は、申請者が第2項で言及されている要求された情報を提供した翌日に始まる。

8.申請が受け入れられる場合、市長及び助役は、市文書課でそれを閲覧に公開する。当該申請書が、企業秘密保持の為開示すべきでない正当な理由のある情報を含む場合、又は当該情報を申請書から推理できる場合、市長及び助役は、当該情報を公開しないよう求める、申請者からの書面要請に応じることができる。市長は、当該閲覧について、また市長及び助役に14日以内に異議申立書を提出しうることについて、通常の方法で通知する。第17条1項が適用される場合、市長及び助役は、規定期間内に受け取った異議申立書を直ちに大臣に回送する。

第13条

1.第12条1項の規定にかかわらず、第7条1項で言及されている記念物に関する許可申請書は、大臣に提出される。当該申請書には、大臣によって要求された情報を添付する。

2.第 12 条 2～7 項は、類推によって適用される。

第14条

1.市長及び助役は、第 12 条で言及されている申請に関して決定を行なう。但し、

a.考古学的記念物

b.国防大臣によって使用されており、また軍事用途のある記念物

に関連する場合、この限りではない。

2.当該申請は、市長及び助役によって決定されない場合、大臣によって決定される。

第15条

1.市議会は、第 11 条で言及されている許可申請に関して市長及び助役に助言する記念物保存委員会の、少なくとも協議を規制する条例を可決する。

2.大臣は、当該条例の制定について遅滞なく通知される。当該条例は、当該通知から二ヶ月後に効力を生じる。但し、大臣が当該期日前に、当該条例を施行停止するよう提案した場合、この限りではない。

3.第 1 及び 2 項の規定は、当該条例の修正及び廃棄に、類推によって適用される。

第16条

1.市長及び助役は、許可申請について決定する場合、申請書の写しを記念物・歴史的建造物保存局長と、当該保護記念物が道路交通法第 8 条で言及されている市街地外に所在する場合、州知事に直ちに送付する。

2.大臣及び州知事は、当該写しの送付後三ヶ月以内に、当該申請に関する書面勧告を提出する。

- 3.市長及び助役は、第 2 項で言及されている勧告の最後のものの受領後三ヶ月以内に、いかなる場合も申請書提出日後六ヶ月以内に、決定に達する。
- 4.市長及び助役は、申請者に対し第 3 項で言及されている期間内に決定について書面で通知する。市長及び助役の意見では当該期間を延長する有効な理由がある場合、市長及び助役はこれを最大限六ヶ月間延長することができる。但し市長及び助役は、第3項で言及されている期間内に、このことについて申請者に通知する。
- 5.市長及び助役が第 3 又は 4 項の規定に従わない場合、許可は発行されたと推定される。
- 6.第 5 項の規定に基づく許可の発行は、行政決定控訴法(1975 年法令集)で言及されている行政命令とみなされる。
- 7.市長及び助役は、決定の写しを大臣、州知事と、異議申立書を提出した当事者に直ちに送付する。
- 8.許可は、それが法律によって発行又は付与された日から 30 日間効力を生じない。当該期間に、行政決定控訴法に基づき控訴手続がとられる場合、当該許可は当該控訴が解決するまで効力を生じない。但し国務会議法第 107 条(1986 年法令集、670)に基づき当該申請の停止を解除することが決定される場合、この限りではない。当該控訴手続がとられる場合、国務会議の司法部長は許可取得者及び管轄当局に直ちに通知する。

第17条

- 1.大臣が許可申請について決定する場合、市長及び助役は申請書を受領後直ちに大臣に回送する。同時に市長及び助役は、州知事に写しを送付、申請書の回送日について書面で申請者に通知する。

2.市長及び助役と、当該保護記念物が道路交通法第 8 条で言及されている市街地外に所在する場合、州知事は回送後三ヶ月以内に当該申請について大臣に助言する。

3.大臣は、第 2 項で言及されている助言の最後のものの受領後三ヶ月以内にいかなる場合も申請書提出後六ヶ月以内に決定に達する。

4.第 16 条 4 及び 5 項は類推によって適用される。第 16 条 6 及び 8 項は適用される。

5.大臣は、決定の写しを市長及び助役、州知事と、異議申立書を提出した当事者に直ちに送付する。

第18条

宗教的記念物に関しては、当該記念物での礼拝にとって極めて重要な決定に関する限り、市長及び助役と大臣は、その所有者と合意する場合以外、第 16 条又は第 17 条の規定に基づいて、いかなる決定も行なわない。

第19条

1.市長及び助役と大臣は、記念物保存の利益になる諸条件に許可を従わせることができる。

2.許可は、これを期間制限に従わせることができる。

第20条

1.市長及び助役と、地方自治体内に所在しない記念物の場合、大臣は以下を記録する公式登記簿を維持する。

a.第 16 条 3 項又は第 17 条 3 項の規定に基づいて発給された許可

b.第 16 条 5 項又は第 17 条 4 項の規定に基づいて発給されたと推定できる許可

2.第1項で言及されている登記簿は、以下も記録する。

- a.許可日
- b.許可番号
- c.その許可が関連する記念物の所在地と、土地登記簿からの重要な細目
- d.工事(work)の性質

3.第2項で言及されている情報は、

- a.第1項a号で言及されている許可が発給された日
- b.第1項b号で言及されている許可が発給されたと推定できる日から一週間以内に記録される。

第21条

1.下記の場合、許可発給当事者は、当該許可を取り消すことができる。

- a.当該許可が不正確又は不完全な情報に基づいて発給されたことが明らかになった場合
- b.許可取得者が第19条1項の規定を厳守していないことが明らかになった場合
- c.許可取得者の境遇が大きく変化した為、記念物の利益を最重視すべき場合

2.許可取得者は、差し迫った取消しについて通知され、発言する機会を与えられる。許可取消しを決定する場合、理由が示される。大臣又は市長及び助役と州知事に対し、写しが送付される。

第3節 許可申請の結果に対する補償

第22条

1.第11条で言及されている許可の申請者が、申請拒絶の結果として、又は許可に付けられた諸条件の結果として、損失を被り、当該損失に全体として耐えると妥当な予想できない場合、大臣は、補償評価委員会の意見を聴取の上、当該申請者の請求により、当該申

請者に妥当な額の補償を与えることができる。

2.市長及び助役が大臣の助言に反して許可申請に関する決定を行なった場合、市議会は、第 1 項で言及されている補償問題について補償評価委員会の意見を聴取の上、地方自治体(市)に不利な決定を行なう。第 23 条～第 29 条 2 項第 1 文は、市議会が大臣の代理として行動することを条件として、類推によって適用される。行政決定控訴法の第 7 条は、いかなる場合も適用されない。

第 23 条

1.大臣は、一件又はそれ以上の補償請求について助言することを目的とする補償委員会を設置する。

2.補償評価委員会は、一名又はそれ以上の委員によって構成される。

3.補償評価委員会の委員は、保健・福祉・文化省、又は大臣の責任である機関、企業もしくは団体の職員であってはならない。

4.本章では、第 3 項で言及されている職員とは、その雇用が民事法に基づいて締結された雇用契約の対象者とみなされる。

第 24 条

1.大臣は、補償請求書と当該問題に関連する全ての文書を、受領後 14 日以内に補償評価委員会に送付する。

2.大臣は、補償評価委員会によって協力を要請された場合、これを行なう。

第 25 条

1.補償評価委員会は、申請者又はその授権代表者に対し、公開会議で補償請求について説明する機会を与える。

2.補償評価委員会は、保健・福祉・文化省、又は大臣の責任である機関、企業又は団体によって雇用されている職員に対し、情報を提供する為、当該公開会議に出席するよう求めることができる。

3.補償評価委員会は、現地調査を希望する場合、いつそうすることを希望するかについて、申請者及び大臣に事前通知する。

第26条

補償評価委員会は、補償請求書提出後三ヶ月以内に大臣に勧告する。補償評価委員会は、勧告書の写しを同時に申請者に送付する。

第27条

1.大臣は申請者に対し、勧告に関する意見を書面で、又は補償評価委員会の面前で口頭で、表明する機会を与える。

2.補償評価委員会は、要請があれば、大臣に対し、その勧告の詳細と、その勧告に関する申請者の意見についての論評を提供する。

第28条

申請者は、補償評価委員会の費用を請求されない。

第29条

1.大臣は、補償評価委員会の勧告を受領後二ヶ月以内に決定に達する。大臣の決定が

補償評価委員会の勧告に反する場合、大臣は、その理由を示す。

2.行政決定控訴法に規定されているもの以外、いかなる種類の控訴もない。本法の第 11 条及び第 12 条は適用されない。

第4節 強制措置

第30条

1.大臣は、当該許可の発給当局者である範囲内で必要なら警察の助けを借りて、第 11 条で言及されている禁止、又は第 19 条で言及されている諸条件に違反する行為を防止することができる。

2.緊急の場合以外、当該防止は、違反者が書面警告を受領後に初めて、行なわれる。

第31条

1.大臣は、当該許可の発給当局者である範囲内で、第 11 条で言及されている禁止又は第 19 条で言及されている諸条件に違反する行為をしている当事者の費用で、保護記念物を元の状態に復原することができる。

2.違反者は、第 1 項を発動する決定について書面で通知される。

3.緊急の場合以外、第 1 項は発動されない。但し、第 2 項で言及されている決定が撤回不能になった場合、この限りではない。

第32条

保護記念物の正当な権利主張者は、大臣が第 30 条及び第 31 条の規定に基づいて実行するよう命じた工事の遂行を許容する義務を負う。必要ならば当該工事は、警察の助けを

借りて実行される。

第33条

- 1.大臣は、第11条の規定に基づいて当然支払うべき費用を令状によって徴収することができる。
- 2.当該令状は、債務者の費用で、裁判及び公証証書に関する民事訴訟法典に規定された形で、これを送達、強制執行することができる。
- 3.令状送達後30日以内に国家に対し召喚状を出すことによって、それに対する控訴は、これを行なうことができる。当該控訴は令状の強制執行を停止させる。

第三章 補助金

第34条

- 1.大臣は、保護記念物の復原及び維持の為に政府補助金を与えることができる。
- 2.第1項で言及されている補助金の申請、付与及び計算に関する、また州及び地方自治体がそれにどのような形で関与すべきかに関する規則は、勅令によって定められる。
- 3.補助金は、固定年額、又は費用のうち、大臣によって決定される割合から成る。
- 4.第2項で言及されている勅令は、政府公報での公示日の二ヶ月後まで効力を生じない。オランダ国会の上下両院は、当該公示について直ちに通知される。

第四章 町並み・村落保存地区

第35条

1.市議会、州知事、設備計画全国委員会及び記念物・歴史的建造物審議会の意見を聴取の上、大臣及び住宅・設備計画・環境大臣は町並み・村落地区を町並み・村落保存地区に指定し、当該指定を取り消すことができる。

2.大臣は同時に、その指定案又は取消し案を市議会、州知事、設備計画全国委員会及び記念物・歴史的建造物審議会に送付する。市議会は、州知事を通して提案送付後六ヶ月以内、州知事は九ヶ月以内、設備計画全国委員会及び記念物・歴史的建造物審議会は十二ヶ月以内に勧告する。

3.大臣及び住宅・設備計画・環境大臣は、その指定又は取消しについて提案送付後十六ヶ月以内に決定する。

4.大臣はその指定又は取消し通知を政府公報に公示し、市議会、州知事、設備計画全国委員会及び記念物・歴史的建造物審議会に通知する。大臣はまた、その指定又は取消し通知を妥当な日刊紙で公表する。

第36条

1.市議会は、町並み・村落保存地区を保護する為、都市田園計画法(1985年法令集、626)で言及されている地域計画を作成する。町並み・村落保存地区の指定の場合、その期間を制限することができる。

2.町並み・村落保存地区の指定の場合、現行地域計画を前項の意味内で保護的とみなすことができるか否かの問題が解決される。

第37条

1.町並み・村落保存地区では、市長及び助役からの許可書(解体許可書)なしに、又は当該許可書に違反して、建造物の全体又は一部を解体することは、禁止されている。

2.市長及び助役からの命令に基づく解体の場合、解体許可は必要ない。

3.都市農村再開発法第 21～23 条(1984 年法令集、406)は、適用される。

第38条

市議会は、第 35 条に基づく決定に対して、政府公報での指定又は取消し通知の公示日後二ヶ月以内に、国王に控訴することができる。

第五章 発掘及び出土品

第39条

1.大臣からの許可書なしに発掘することは、禁止されている。

2.許可書は、政府機関、大学教育機関又は地方自治体に対して、これを発給することができる。

3.許可は、下記の場合には拒絶される。

a.申請者が発掘を行なう資格を有しないと推定する理由がある場合

b.申請者は発掘を行なう能力がないと妥当に予想できる場合

c.申請者が、第 44 条で言及されている考古学的出土品に適した収納場所を有さない地方自治体である場合

4.大臣は、許可に条件を付けることができる。

5.許可書は特定の発掘に対して、又は特定の遺跡に対して、一定期間又は追って通知があるまで、発給される。

6.許可書保持者が不適切な形で発掘を行なっている場合、許可書の条件に従っていない場合、又は許可書を不当に利用している場合、大臣は許可を取り消すことができる。

第40条

1.第39条で言及されている許可の申請は、大臣に書面で提出される。

2.記念物・歴史的建造物審議会の意見を聴取の上、大臣は申請書受領後六ヶ月以内に決定に達する。

第41条

許可保持者は、発掘の開始及び終了について、国家遺跡現地調査課長([Director of the National Archeological Field Survey Service](#))に通知する。

第42条

大臣はサイトの正当な権利主張者に対し、第39条2項で言及されている政府当局又は教育機関が考古学調査の為サイトに立ち入り、そこで測定又は発掘を行なうのを許容するよう促すことができる。正当な権利主張者はそれによって損失を被る場合、国家によって補償される。当該遺跡又はその大部分が管轄区域内に所在する裁判所は、当該損失の補償を求める法律上の請求権について通知される。

第43条

1.発掘中に発見され所有権を立証できる者がいない動産記念物は、国家の財産とする。

2.第1項の規定にかかわらず、地方自治体による合法的な発掘中に発見され所有権を立証できる者がいない動産記念物は、地方自治体の財産とする。

3.動産記念物が発見された土地の所有者は、当該記念物の価値の半分に等しい金額を当該記念物の所有者から受け取る。

4.第 42 条で言及されている裁判所は、補償に関する法律上の請求権について通知される。

第44条

1.大臣は、ある建造物又はその一部が自らが必要条件とみなすものを満たしている場合、それを出土品の収納場所に指定することができる。

2.大臣は、第 1 項で言及されている決定を取り消すことができる。

第45条

1.大臣は、国家の財産であり発掘中に発見された動産記念物を出土品収納場所に割り当てる。当該物件は、出土品収納場所に引き渡された時点から、収納場所所有者の財産となる。

2.第 1 項で言及されている割当てに、記念物保存の為の条件を付けることができる。

第46条

要請があれば発掘者は、本法の規定に基づいて許可された発掘中に発見された動産記念物へのアクセス権を与えられるか、又は当該記念物を科学的研究の为一時的に利用できる。

第47条

1.発掘以外で記念物になると妥当に予想できる物を発見した者は、当該出土品を三日以

内に報告する義務を負う。

2.当該出土品は、発見された市の市長に、又は市境界線外で発見された場合には州知事に報告される。

3.市長は、当該報告について国家発掘現地調査課長に直ちに通知する。

第48条

第47条で言及されている動産記念物の正当な権利主張者は、前条で言及されている報告日後六ヶ月間当該記念物を科学的研究に利用できるように維持する、又は利用させる義務を負う。

第49条

1.記念物・歴史的建造物審議会の意見を聴取の上、大臣は、科学的研究の為、第47条で言及されている物が発見された作業の遂行に関して指示を出すことができる、又は当該作業の全部もしくは一部を一定期間もしくは無期限に中止するよう命じることができる。

2.第1項で言及されている措置によって生じた損失は、国家によって補償される。その管轄区域内で発見があった裁判所は、補償を求める法律上の行為について通知される。

第六章 記念物・歴史的建造物審議会

第50条

1.記念物・歴史的建造物審議会は、記念物・歴史的建造物又は町並み・村落保存地区に関連する問題について要請があり次第又は自発的に大臣に助言する。

2.当該審議会は更に、法律によって、勅令によって又は大臣によって課された活動を実

行する。

第51条

1. 記念物・歴史的建造物審議会は、20～40名の間の会員から成る。
2. 議長及びその他の会員は勅令によって任命され、大臣の勧告に基づいて解任される。
3. 記念物・歴史的建造物審議会の会員は勅令によって定められる期間、任命され、会員資格は七十歳に達すると同時に終了する。
4. 記念物・歴史的建造物審議会は、会員の中から副議長を任命する。

第52条

記念物・歴史的建造物審議会は、下記の五つの分科会から成る。

セクションⅠ 考古学現地調査全国委員会

セクションⅡ 歴史的記念物全国委員会

セクションⅢ 博物館全国委員会

セクションⅣ 記念物・歴史的建造物明細目録作成全国委員会

セクションⅤ 記念物災害戦禍防護全国委員会

第53条

1. 記念物・歴史的建造物審議会は、事務局を置く。
2. 記念物・歴史的建造物審議会の事務局長は、大臣によって任免される。

第54条

1.記念物・歴史的建造物審議会は、大臣の承認を得て作業方法に関する規則を定める。

2.記念物・歴史的建造物審議会は、記念物・歴史的建造物審議会の会員ではない人々を含む委員会を設置することができる。

第55条

1.記念物・歴史的建造物審議会の会員とその委員会は、大臣によって出席報酬を与えられる。

2.記念物・歴史的建造物審議会の会員及びその委員会は、その点に関して公務員によって定められたものに基づき、旅費及び宿泊費を補償される。

第七章 制裁

第56条

1.第11条並びに第37条1項に故意に違反する者、又は第49条1項に基づく措置に故意に違反する者は、一年以下の懲役又は第五類の罰金を科される。

2.第39条1項又は第47条1項に故意に違反する者は、一年以下の懲役又は第五類の罰金を科される。

3.当該違反は犯罪である。

第57条

1.第11条及び第37条1項に違反する者、又は第49条1項に基づく措置に故意に違反する者は、六ヶ月以下の懲役又は第五類の罰金を科される。

2.第 39 条 1 項又は第 47 条 1 項に違反する者は、六ヶ月以下の懲役又は第五類の罰金を科される。

3.当該違反は軽罪である。

第 58 条

1.大臣又は市長及び助役は、本法の規定又は本法に基づく規定の厳守を監督する責任を負う者を指名することができる。

2.第 56 条及び第 57 条で言及されている起訴犯罪の調査は法務大臣によって指名され、第 1 項で言及されている監督責任を負う公務員に従い、刑事訴訟法典第 141 条で指定された者と、市長及び助役によって当該者として指名された公務員によって行なわれる。

3.第 1～2 項で言及されている公務員は、職務を遂行する為に妥当に必要な限りにおいて、全ての保護記念物にいつでもアクセスする権利を有する。必要ならば当該公務員は、警察の助けを借りてアクセスする。当該公務員は、大臣が第 31 条の規定に基づいて指示した作業を行なう責任を大臣によって負わされた者を同伴する権利を有する。

4.占有者の許可なしに建造物に立ち入るには、検察官からの許可書が必要である。

5.占有者の許可なしに建造物に立ち入る者は、就任の宣誓又は確約の上で、当該出来事の報告書を作成する。当該報告書は、当該出来事が生じた日から 4 日以内に、検察官に送付される。当該報告書の写しは同期間中に占有者に手渡されるか、又は郵送される。

第八章 一時的及び最終的規定

第 59 条

1.第 15 条で言及されている地方自治体条例が発効するまでの間、大臣が第 11 条で言及されている許可申請に関して決定する。

2.第 17 条～第 21 条は、申請に関する決定に適用される。

第 60 条

オランダ記念物・歴史的建造物法(1961 年法令集、200)は、廃止されている。

第 61 条

1.オランダ記念物・歴史的建造物法(1961 年法令集、200)の第 9 条、第 14 条、第 17 条、第 20 条、第 22 条 2 項、第 23 条 1 項、第 25 条 1 項又は第 31 条 1 項に基づいて行なわれた決定は、それぞれ本法の第 3 条 4 項、第 11 条、第 30 条、第 31 条、第 35 条、第 39 条 1 項、第 42 条、第 49 条又は第 58 条 1 項で言及されている決定とみなされる。

2.第 1 項で言及されているオランダ記念物・歴史的建造物法(1961 年法令集、200)に基づく決定に対して、まだ控訴できる、又はすでに控訴された場合、当該控訴は、当該法律の第 26 条及び第 27 条を然るべく顧慮して扱われる。

第 62 条

1.オランダ記念物・歴史的建造物法(1961 年法令集、200)第 8 条の規定に基づいて送付された通知は、当該法律の第 8 条及び第 9 条を然るべく顧慮して扱われる。

2.本法の発効前に提出された、オランダ記念物・歴史的建造物法(1961 年法令集、200)第 14 条で言及されている許可申請書は、当該法律の第 15 条に基づいて扱われる。

第 63 条

1.オランダ記念物・歴史的建造物法(1961年法令集、200)第10条で言及されている登記簿、記録及び記載は、それぞれ本法第6条で言及されている登記簿、記録及び記載として適用される。

2.オランダ記念物・歴史的建造物法(1961年法令集、200)第19条で言及されている、当該法律に基づいて負う費用の徴収令状は、本法第33条で言及されている、本法に基づいて負う費用の徴収令状として適用される。

第64条

オランダ記念物・歴史的建造物法(1961年法令集、200)第23条2項の規定に基づいて行なわれた決定は、当該法律の廃止後も有効に存続する。本法の第61条2項は、類推によって適用される。

第65条

1.オランダ記念物・歴史的建造物法(1961年法令集、200)第3条1項で言及されている記念物審議会と、第5条で言及されている5つのセクションは、それぞれ本法の第50条1項で言及されている記念物・歴史的建造物審議会と、第52条で言及されている5つのセクションとして適用される。

2.オランダ記念物・歴史的建造物法第4条の規定に基づく任命は、本法第51条で言及されている任命として適用される。

3.オランダ記念物・歴史的建造物法(1961年法令集、200)第6条の規定に基づく規則は、本法の第54条1項で言及されている規則として適用される。

第66条

文化遺産保存法(1984年法令集、49)は、次の通り修正される。

1(d)項は下記によって置き換えられる。

d. 委員会:1988年記念物・歴史的建造物法(法令集、638)第52条で言及されている博物館全国委員会

第67条

都市田園計画法(1985年法令集、626)は次の通り修正される。

A.第28条2項第2文は次の通り: 決定前に、都市田園計画州委員会と協議する。

B.第28条5項第2文は廃止される。

C.第37条8項は廃止される。

D.第40条2項b号は次の通り: 決定前に、州知事は都市田園計画州委員会と協議する。

E.第46条6項は次の通り: 6.第5項で言及されている控除は、記念物・歴史的建造物法第36条の規定に従う地方実施計画の作成又は改訂に関して、撤回不能の決定が行なわれるまで、存続する。

第68条

住宅法(1964年法令集、222)は次の通り修正される。

6.第5項で言及されている控除は、記念物・歴史的建造物法第36条の規定に従う地方実施計画の作成又は改訂に関して、撤回不能の決定が行なわれるまで、存続する。

第69条

「州・地方自治体に対する政府補助金に関する政府政策の、州・地方自治体への財政的影響に関する規則を含む1983年12月22日の法律」(法令集、649)の第13条~第18条と付属書2の脚注3は、廃止される。

第70条

1964年所得税法(法令集、2)は、次の通り修正される。

第42a条7項第2文で、「オランダ記念物・歴史的建造物法(1961年法令集、200)第10条」は、「1988年記念物・歴史的建造物法(法令集、638)第6条」によって置き換えられる。

第71条

法定取引課税法(1970年法令集、611)は次の通り修正される：

第15条1(p)項で、「オランダ記念物・歴史的建造物法(1961年法令集、200)」は、「1988年記念物・歴史的建造物法(法令集、638)第6条」によって置き換えられる。

第72条

本法は、勅令によって定められる時点で効力を生じる。

第73条

本法は、本法が公示される法令集年度を付して、記念物・歴史的建造物法として、これを引用することができる。

朕は、本法を法令集で公示し、関係する全ての省庁、当局、機関及び公務員に対し、注意を払ってこれを実施するよう命じる。

1988年12月23日

ハーグ

ベアトリクス

保健・福祉・文化大臣 L.C. Brinkman

住宅・設備計画・環境大臣 E.H.T.M. Nijpels

1988年12月30日公布

法務大臣 F. Korthals Altes

国務会議審議に関しては下記を参照

議会記録 II 1986/87、1987/88 no. 19881

会期 II 1987/88、p.3524-3568、3824、3859

議会記録 I 1987/88、19881 (no. 209); 1988/89、(no. 29、29a、29b、29c、29d)

議事録 I 1988/89、1988年12月21日の会議を参照